規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万六千二百円
規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万八千六百円
六　規則第二百三十六条の四十第一項第六号に掲げる無人航空機の種類	
規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	四万六千二百円
規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	六万八千六百円
規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	六万八千六百円
規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	九万千円

備考　法第百三十二条の五十の規定により実地試験の一部を免除された場合における手数料の額は、この表第一号から第六号までに掲げる額から当該免除された実地試験に要する手数料の額を控除した額とする。

別表第二（第八条第三項関係）

無人航空機の種類	無人航空機の飛行の方法	手数料の額
一　規則第二百三十六条の四十第一項第一号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	二万九百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万千二百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第二号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に該当するものを除く。）	四万千二百円
	規則第二百三十六条の四十第二項各号に掲げる方法以外の方法	六万千五百円
二　規則第二百三十六条の四十第一項第二号に掲げる無人航空機の種類	規則第二百三十六条の四十第二項第一号及び第二号に掲げる方法	四万千二百円
	規則第二百三十六条の四十第二項第一号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法に該当するものを除く。）	六万千五百円

（新設）